

333 入間市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画（案）に対する意見について（回答）

	ページ	意見概要	市の考え方
1	1	○ （１）でも（２）でも「避難行動要支援者の言葉が出てくるが、（３）でようやく避難行動要支援者（以下、本文中は「要支援者」という。	第１総則 １主旨の２行目 避難行動要支援者（以下、本文中では「要支援者」という。 <u>P 3 5 参照</u> ）に訂正させていただきます。
2	6	○ 避難行動要支援者の対象範囲の⑥に「75歳以上の日中独居の高齢者」を追加する。 理由：高齢者世帯と同様に日中独居の高齢者は避難行動に不安がある。	ご意見がありました「75歳以上の日中独居の高齢者」につきましては、対象範囲 No⑧「その他支援を必要とする者」の区分で対象となりますのでご理解をお願いします。 したがって、原案どおりとさせていただきます。
3		○ 対象範囲の⑧に「常時見守り支援が必要な方、寝たきりの方、認知症の症状のある方、徘徊の心配がある方」を追加する。	ご意見のケースについては、対象範囲の⑧に記載のとおり、「避難行動に不安があるものなど」の区分で対象となるかと思われますのでご理解をお願いします。 したがって、原案どおりとさせていただきます。

	ページ	意 見	回 答
4	6	○ 避難行動支援者の対象 表に示された区分は、カテゴリーによってわからないところがありますが、例えば、①について言えば、基本的には、「手帳１級または２級」となっていますが、３級以降の障害者においても、環境、障がいの状況によって支援が必要な人もいます。 手帳の級数によって区分するということは、行政としては、区切りが必要という考え方とおと思いますが、住民の目線で考えると、状況によってはとり残される人も出てくることになります。 原則として、障害者の全体把握によって、すべての人に支援の手が伸べられる方法を考えてほしいです。 予算、人員、実態把握等困難な要因はあるかもしれませんが、１級、２級と線を引いてしまえば、そこで、支援対象者は終わってしまいます。対象は広げておいて、誰を優先するか、どのクラスから支援の手を差し伸べていくか、また、支援体制が整わない場合は、年度別に計画を拡大するなど、逐次、支援の輪を広げる ような、段階的な支援対策を、早急に講じることが必要かと思います。障害者は、等級だけで区分できない環境や要因で生活している人が多いはずで、現場に即した、現実的な対策を行っていただきたいと思います。	ご意見のとおり、避難行動要支援者の方につきましては、一概に１級、２級等で区分できない場合もあることは理解しております。 本計画（案）では、避難行動要支援者の対象範囲の区分を国が示す指針に準じた一定の区分としておりますが、今後も適切な支援の有り方について適宜に検討してまいります。 したがって、現時点では原案どおりとさせていただきます。

	ページ	意 見	回 答
5	6	○ （２）避難行動要支援者の対象範囲表 同表の①②③の各級は、部外者にはなじみがなくて障害の程度などわからないことから平常時のコミュニケーション作りが難しい。 どの程度の障害だと支援が必要なのかわかりやすい目安はないのか。	今後、入間市避難行動要支援者避難支援マニュアルを策定し、同マニュアルの中で障害の等級区分ごとの支援方法等を記載させていただきますのでご理解をお願いします。
6	7	○ （３）支援者の種別と支援の内容 各支援者は、安否確認と避難誘導を求められているが自力避難できない方を誘導するということは、ほとんどつきっきりになる必要があり安否確認はできなくなる。１人の対象者に対し複数の支援者（支援候補者）がいて役割分担を明記すべき。	避難行動要支援者の支援体制につきましては、災害が発生した時に、迅速かつ的確に行うためにあらかじめ要支援者一人ひとりについて、何人の支援者が必要か、また、その支援を誰が行うのか等の役割分担を個別避難支援計画書に定めておくこととしております。
7		○ 社会福祉協議会には傘下のボランティア団体も含まれていると思われるが、具体的団体名を明記すべき。（手話サークル点字サークル等） 国際交流協会は社協傘下に含まれるのでしょうか。	・ 本計画を策定後、あらためて社会福祉協議会と支援の有り方を協議します。 - したがって、現時点では原案どおりとさせていただきます。 ・ 国際交流協会は、社会福祉協議会の傘下には含まれません。

	ページ	意 見	回 答
8	7	○ （３）支援者の種別と支援の内容 この表は解り難い (別 s h e e t にて提案)	表中、「要支援者名簿の提供」を「平常時」と「災害時」に分けたらどうか、とのご意見と思います。 ご意見のとおり、訂正させていただきます。
9	8	○ 今回のプランを見ると全ての名簿の更新、配布は年一回となっており、随時（更新から更新の間の期間）での登録・更新が記載されていない。 唯一随時の更新が記載されているのは、18 ページのカ⑥「年一回の更新の間に名簿情報の異動があった場合は、地域支援において名簿に記録する」 だけです。 健康状態は日々変化しており、市に於いても随時登録・更新が可能とし、随時地域支援に情報を提供すべきです。 例えば地震による人命救助は建物倒壊・火災時に予想されますが、これらは一刻を争うものであり、同意者名簿は常に最新状態にしておく必要があります。名簿の更新・配布が遅れたために助かる命が助からなかったということがあってはなりません。	要支援者名簿の登録者は最新情報でなければなりません。しかしながら、現実問題として市としても要支援者となりえる方一人ひとりの日々の健康状態の変化等を含め最新情報を常時速やかに入手し提供していくことは困難であるため、現時点では随時最新情報を反映させることが非常に難しい状況です。 今後、システムの整備等を含め最新情報を随時提供できるよう検討していきますのでご理解をお願いします。 したがって、現時点では原案どおりとさせていただきます。

	ページ	意 見	回 答
1 0	8	○ 各名簿において随時更新、定期更新に分けて明記すべきです。	今後、入間市避難行動要支援者避難支援マニュアルを策定する予定ですので、同マニュアルの策定と並行して検討させていただきますのでご理解をお願いします。 したがって、現時点では原案どおりとさせていただきます。
1 1		○ 【市】③2つ目の「・」・要支援者への名簿登載の呼びかけ最初、意味が解らなかった。地域支援者等に、名簿公開同意の呼びかけですね。	要支援者に対して、同意者名簿への登載の同意について呼びかけているものです。(P 9③参照)
1 2		○ 表【地域支援者・避難支援者】の列 ⑥個別避難支援計画書の作成の囲み 「・個別避難支援計画書の作成と市への提供」を「・個別避難支援計画書の作成と市への提供及び副本の管理」とする。 (理由) P 2 2に正本は市で管理、副本は地域支援者・避難支援者で保管するとあるため。また、計画書の所在を明らかにするために追加した方がよいと考える。	ご意見のとおり、「・個別避難支援計画書の作成と市への提供」を「・個別避難支援計画書の作成と市への提供 <u>及び副本の管理</u> 」に訂正させていただきます。
1 3		○ 表【地域支援者・避難支援者】の列 ⑦名簿の更新【地域支援者】の囲み「・旧名簿の返却」を追加する。	ご意見のとおり、⑦名簿の更新【地域支援者】の囲み「・年に1度市が更新した名簿等の受領及び管理」を「・年に1度市が更新した名簿等の受領及び管理、 <u>旧名簿の返却</u> 」に訂正させていただきます。 なお、旧名簿の返却時期については、P 1 8、カ、⑦に記載のとおり名簿管理責任者との面談時に確認(協議)して決めるものとします。

	ページ	意 見	回 答
1 4	8	○ 表 【市】 の列 ⑦名簿の更新の囲み「・旧名簿の回収」を追加する。(理由) P 1 8 に新旧名簿の交換時に面談等により確認するとあり、名簿の所在、管理をより適正に行うために追加した方がよいと考える。	ご意見のとおり、「年に 1 度更新した同意者名簿等の管理及び提供」を「年に 1 度更新した同意者名簿等の管理及び提供、 <u>旧名簿の回収</u> 」に訂正させていただきます。
1 5		○ 表 【市】 の列に「個別避難支援計画書の提供」、【地域支援者・避難支援者】の列 に「個別避難支援計画書の更新及び管理」、その間→を追加する。(理由) P9 の説明に「年に一度同意者名簿を更新し個別避難支援計画書とともに地域支援者に提供します。」とあるため、内容を追加するもの。	【市】 の列の⑦名簿の更新の囲み「年に一度更新した同意者名簿等の管理及び提供」の同意者名簿等に個別避難支援計画書も含むとしております。 したがって、原案どおりとさせていただきます。
1 6	1 0	○【支援協力者・避難支援者】 ②「……同意者名簿登載有無にかかわらず、要支援者の安否確認結果を市に連絡」となっていますが、この時点では不同意者の名簿は貰っていません。④で市から要支援者の対象者名簿（同意者、不同意者含む）が提供されます。	介護事業者の支援協力者は、同意者名簿登載者かどうかにかかわらず担当する要支援者やサービス利用者の安否情報を覚知した場合は市に連絡することとなっています。 また、自主防災会は、同意者名簿登載の有無にかかわらず自主防災会が把握した避難状況等の安否情報を市に報告することとなっています。 以上のことから、原案の表現となっています。

	ページ	意 見	回 答
17	10	○【市】④で、初めて不同意者の名簿を提供すると共に、支援協力者を選定、とある。どうやって、市の職員が地区支援者に名簿をとどけるのですか？混乱の最中に。また、ここで支援協力者を選定できるのですか？支援協力者にどうやって連絡するんですか？携帯電話は混乱で繋がらないと思います。今回の説明では、「先ず同意者を避難させてください。不同意者は後回しです」に聞こえました。 個人情報を守るということに重きを置き不同意者を後回し？ここは大きな問題だと思います。民生委員は、担当の地区のことは把握しており守秘義務もあります。もう少し民生委員と情報共有してはいかがでしょうか？不同意者名簿の提供が無くても、民生委員は避難支援すると思いますが。	1点目の、不同意者の名簿をどうやって支援者等に届けるのか、また、混乱の中で支援協力者をどうやって選定できるのかとの件ですが、市職員の動員計画で各地区に地区防災員及び地区情報員を指定し同職員が指定地区に赴き安否未確認者の情報を提供することとなります。 再調査を要請する地域支援者の選定は、各地域の支援協力者等のご理解とご協力が不可欠となりますので指名があった際は宜しくお願いいたします。 なお、再調査については市職員はもちろんのこと、状況により関係機関等も行います。 2点目の不同意者は後回しになるのかとの件ですが、災害時は登録の有無にかかわらず被災者の救助が最優先されます。 しかし、事前に登録しておくことで、支援者や地域の住民による安否確認が迅速に行えると考えられますのでなるべく登録していただけるようお願いするものです。 民生委員さん等にもご協力をいただきながら

	ページ	意 見	回 答
1 7	1 0		この支援制度を確立して行きたいと考えております。
1 8	1 2	○（３）制度を維持するための活動 イ研究会等の開催 各障害特性に合わせた誘導方法が必要となると思うので盲者の誘導、ろう者の誘導等、具体的な研修の明記と実施を求めます。	要支援者の状態等に即した避難誘導方法等について、今後、入間市避難行動要支援者避難支援マニュアルを策定し、より具体的な避難方法等をお示しさせていただきます。 なお、併せて研修会等の開催を検討させていただきます。
1 9	1 5	○ ウ対象者名簿の登録項目 電話番号はどうか？ 現在、自治会会員名簿の立案中（未加入、加入）、避難行動要支援者名簿も作成中（個人情報の範囲が今一）。	市では、同意者名簿作成時に要支援者の電話番号は把握していないため対象者名簿に登載できないのが現状です。要支援者に対し同意者名簿への登載同意をいただくことで連絡先が確認されます。
2 0		○ ウ対象者名簿の登載項目 障害種別の登載はもちろんだが、それぞれの障害内容にあった対応手法まで明記しなければ名簿を渡された支援者が適正な対応ができない。 例えば「知的障害」と言っても様ではありません。大きな声に過剰反応してしまう要支援者に向かって大声で避難を呼びかけてもかえって動けなくなってしまう。	要支援者の方の障害の程度や特徴等の把握は重要な情報です。 本計画（案）では、要支援者個々の個別避難支援計画を策定し同計画書に要支援者の特徴等を記載することとしております。 今後、要支援者の状態等に即した避難支援ができるよう入間市避難行動要支援者避難支援マニ

	ページ	意 見	回 答
20	15	手を触られることを嫌う方もいらっしゃいます。逆に優しく手を重ねて同じ高さの目線でゆっくり語りかけることが有効な方もいらっしゃいます。これらの注意情報も「名簿」に明記する必要があると思われます。支援者が普段から良好なコミュニケーションをとっている要支援者が複数いる場合、この支援者がより重度な要支援者の避難誘導に当たった場合、それ以外の要支援者は取り残されます。 もちろん別記した様にそのために普段から複数の支援者を重層的に作っておくことは必要ですが、どうしても「ちょっとわからない」関係の方の支援もせざるを得ない場合が多発することは容易に想像できます。その際に必要最低限 の対応マニュアルといった事項も「名簿」に登載すべきではないか、ということです。	マニュアルを策定しお示しをさせていただく予定ですのでご理解をお願いします。
21	17	○（４）自治会としては、対象者が自治会に加入しているか、いないかで「何組の何班にだれが」の名簿を早めに進めたい。 1、 最近１戸建てに引っ越して来た人達には加入をお願いしている。今回の避難支援プランの説明をすると前向きな返事が得られる。（若い人達なので乳幼児の世代が多い） 2、 越してきて１０年前後過ぎている人は、地域、自治会に関心がない。加入する気のない人がほとんど。 3、 ３区と してはアパートの住民は加入を外している。 ※長期在住が少ないのと、いつの間にか転出していなくなるため。	１点目の自治会に加入しているかどうか確認してもらいたいとの件ですが、市では、同意者名簿作成の段階でどこの自治会に加入しているかどうかを確認し名簿に記載する予定です。 ２点目の「転入届」を受理した際に、自治会加入のパンフレット配布できないかとの件ですが、今現在、市では「転入届」を受理した際に自治会に加入していただくようパンフレットを配布しております。

	ページ	意 見	回 答
2 1	1 7	- 対象者名簿作成後、同意者確認の時点で、自治会に加入しているか、いないかの確認をしてもらいたい（同意者名簿に記載） - 自治会加入の願いは、回覧では何の役にもたたない。市役所、支所で「転入届」を受理した時点で、自治会加入へのパンフレットみたいな物を配布できないか。	
2 2	1 8	○ キ 同意者名簿の保管方法 2行目 「厳重な管理に努めてください。」 3行目 「届け出てください。」の表現を「厳重に管理するものとします。」「届け出るものとします。」に改める。 （理由）他の文章の表現と統一性がない感じがするため。 ※ 同意者名簿だけでなく、個別避難支援計画書の管理についても、地域支援者へ紛失等ないように注意する必要があると思います。その当たりの指導をしっかりお願いしたいと思います。	- ご意見のとおり、2行目の「厳重な管理に努めてください。」を「厳重に管理するものとします。」、に、3行目の「届け出てください。」を「届け出るものとします。」に訂正させていただきます。 - 個別避難支援計画書の管理について、紛失等が無いよう管理の徹底を図っていきます。
2 3	2 1	○ 避難計画書の作成にはチェックシート等共通フォーマットにてデジタルデータ（ワード、エクセル等）も配布してほしい。	検討させていただきます。
2 4	2 1	○ （１）個別避難支援計画書の作成ですが、アとイのケースが考えられる、となっています。これだと本来作成すべき人が誰なのかボケてきます。P 5の図では、個別避難支援計画書は避難行動要支援者が作成し地域支援者は作成の支援、となっています。これは本来の姿であれば、P 2 1の文章を、「本来は 要支援者本人が作成することになっているが、作成困難な場合は、地域支援者に作成を依頼する」にしたらどうでしょう。しかし、要支援者が作成するのがよいのでしょうか？	個別避難支援計画書は、自主防災会等の地域支援者が、要支援者本人、その家族等をまじえながら作成します。 ご意見のとおり、解りづらい箇所等につきまして、再度精査させていただきますのでご理解をお願いします。

	ページ	意 見	回 答
2 4	2 1	地域支援者の方がよいのではないかと思います。避難支援者の情報などは、地域支援者の方が持っていると思います。	
2 5	2 3	○ 情報伝達体制・ P 2 6 障害者支援体制 情報伝達は、防災無線や広報車では健常者には意味があるかもしれませんが、聴覚障害者には、まったく意味がありません。ケーブルテレビやFM ラジオといっても、例えばFMラジオなどは常時自宅に保有されているとは限りません。 防災メールも、携帯電話やスマートフォンなど持たない高齢者や、障害者がおります。防災システムや広報体制が健常者中心に構築されているのでは、弱者は取り残される危険があります。 東北大震災の折、福島原発事故では、聴覚障害者が、何が起きたのか、防災放送も聞こえない。広報車の声も聞こえない。結果的には外に出たら、近隣の人たちが全くいなくなっていた。1週間以上自宅にこもり、遠方の親戚が来て初めて事情を知ったなどという報告もあります。 視覚障害者の場合でも、目が見えないため、どのように避難をしていいのか、どこに逃げていいのかわからず、避難所に行っても障害者であるということを気にして行けなかったため、長いこと自宅に閉じこもっていたということも報告されています。	1点目の情報伝達の件ですが、高齢者や障害者等は、防災行政無線や広報車等では災害情報を的確に把握できない現状があります。 本計画（案）では、災害情報を自ら把握できない要支援者のために避難支援者が災害情報を伝えることとしております。災害発生時に避難支援が遅滞なく行われるよう、要支援者の普段の居場所や連絡先、危険な状態等知らせる方法等を個別避難支援計画に記載することとしておりますのでご理解願います。 なお、市ではテレビのデーター放送や携帯電話等のメールによる防災情報の伝達やFM茶臼への防災情報収集力強化の依頼をする等、多くの方が情報を取得できる仕組みづくりに取り組んでいます。

	ページ	意 見	回 答
2 5	2 3	一般には常識で判断しても障害者の場合は大きなハンディがあり、情報収集においても自主的に対応できないことも多くあります。このような現実は等級だけで区分できる問題ではないかと思います。 自助、公助、共助といいますが、自助とは健常者においては自覚が必要でしょうが、障害者は、まず、地震があった場合でも、避難しているその原因や何が起こっているのか、どこに避難したらいいかなど初歩的知識が得られていない場合もあります。むしろこうした障害者のほうが多いのではないかと思います。 公助については、役所における人材不足や予算の関係で、それでも工夫してできるところから公助の体制の充実を期待します。始めなければ前には進みません。 広域支援のむずかしさがあることは理解できますが、共助となれば、危険な場合は自分で自分を守ることが優先されることになりますし、とにかく逃げることだと、防災訓練などでもよく言われております。 勿論、自分を現場で苦しんでいる人や助けを求めているような場合、見て見ぬふりはできないかもしれませんが、それでも対応できない場合もあります。人々のために支援、ほう助することも場合によってはあるかもしれません。東日本大震災では、けがをした人、流された人を助けるために支援したため津波に巻き込まれたり、津波を防ぐため水門を閉めていた人、防災放送を続けたため犠牲になったなどということも報じられていますが、このようなことを単に美談としてとらえられるのではなく、危険を避けても支援できるような組織、体制づくり、地域の人材育成など、経験を積んだ人々を育てていくことは、日常	2点目の要支援者の支援体制を充実させてほしいとの要望ですが、災害が発生し、また、災害発生のおそれがある時は要支援者の方に情報を的確に伝達し迅速且つ的確に避難誘導ができる支援体制が求められることから同計画（案）を基本計画とし、今後、入間市避難行動要支援者避難支援マニュアルを策定し、実態に即した支援体制を確立していくこととしております。 今後とも、支援に係る自主防災会及び各団体等と連携し研修、訓練等を通じてより効果的な支援の有り方等を検証しながら支援体制の充実を図っていきますのでご理解をお願いします

	ページ	意 見	回 答
25	23	的な研修などを通じて、公的機関が推進していただきたいと思います。 地域防災会は、地区によって大きく差があり、形式的な防災訓練に終わっているところもあるようです。 私も東金子地区に25年以上住んでおりましたが、自治会の会長も経験してきました。そうした経験の中から、残念ながら、共助については組織的な体制ができているところは決して多くはないのではと思います。 明日かもしれない災害に、そんなのんびりとした対策では・・・・・・ということもあるかもしれませんが、まず、スタートし、総合的な目標に向けたタイムスケジュールを確立することが急務であると思います。 速やかに、情報提供を行える体制は、近隣のお付き合いということになるかも知れませんが、新興住宅地などでは、近隣のお付き合いも希薄です。 防災広報は、うるさいとか余計なお世話だ、といった問題ではないはずですが、普段は防災放送がうるさいという人がいるとは伺いましたが、人間の生死にかかわることです。自分がその場に立ったらと考えるようなアピールも必要ですし、うるさいとかおせっかいとかにこだわらず、災害時には行政はおせっかいをするべきでしょう。 地元の自治会や防災会などの幹部を研修会などで体験学習を継続的につづけて、共助の体制づくりを進めていただきたいと思います。 障害者は、手帳を持っている人も持っていない人も、地域では、その実態が全く分からないというのが実態です。うかつに情報共有とは言えませんが、個人情報保護に縛られていたら、救える人も救えなくなります。研修を積んだ経験者や地域の指導者の育成を通じて、情報を共有し、障害者支援体制を作ることと、市においても、防災防犯課だけでなく、障害者支援は福祉障害者対策	

	ページ	意 見	回 答
2 5	2 3 2 6	や関連部門を巻き込んだ横断型の体制づくりを期待したいものです。	
		○ 5 情報伝達体制 ア 防災無線 通常は風向きなどによりよく聞こえない。緊急時はボリュームを上げるなど工夫してほしい。	市民のニーズに答えられるよう検討させていただきます。 参考ですが、聞き取りができない場合は、フリーダイヤル（0120-81-4894）で放送内容が確認できます。また、茶の都メールでも放送内容を配信しておりますのでご承知をお願いします。
2 7	2 8	○ 災害発生時の支援活動 私の居住する自治会「南7区（西地区）」も高齢者の比率はかなり高くなっています。避難所は高倉小学校です。距離はたいしたことではないのですが上り坂です。車が使えない場合、車椅子での移動になります。健常者二人は必要でしょう。住宅倒壊などの災害になれば近くの駐車場（木造市営住宅の場所）に仮待避所が必要になるかも知れません。ウィークデイの昼間では健常者の人数が足りないでしょう。	要支援者の方々の状態により、避難の方法等にそれぞれ違いがあります。 このことから、要支援者が迅速且つ的確に避難するために、あらかじめ個別避難計画書を作成することとしております。 同計画書には、支援者は誰か、支援協力者は何人必要か、避難の際は車いすか車か等の避難方法、避難経路等をあらかじめ定めておきます。

	ページ	意 見	回 答
2 8	3 6	○ 避難支援者の項目 どういう立場の人がここに該当するのか不明。 ＊ 近隣住民より協力者を募り、登録しておくのはどうでしょうか (「支援協力者」の「・・・ボランティア等」とも関連すると思いますが) ＊ 避難行動要支援者が2万人超が予想される中で、災害発生時に 名乗り出ていただくボランティア者とは異なり、「支援協力者」、 「地域支援者」を 助けていただく近隣住民の力が必要と思います。	避難支援者は、要支援者の近くに住んでおり緊急時にすぐに駆けつけてくれる方が理想です。共通の趣味をお持ちの方や普段からお付き合いのある方が日常の生活状況も把握でき支援者に適していると思われます。 なお、支援協力者の募集や選定についても個別避難支援計画作成の中で協議することになります。
2 9	その他	○ 民生・児童委員が年一回実施している「在宅高齢者の実態に関する調査」の調査時情報が名簿作成に活用できないでしょうか？	民生委員、児童委員が行う調査結果については、同意者名簿や個別避難支援計画の作成において実態に即した情報源になると思われます。 今後、各関係機関等と調整しながら検討させていただきます。
3 0		○ 【全体を読んで】 とても解り難い文面というのが、感想。いろいろな呼び方の役職が登場して頭が混乱し、また説明 も理解しづらい箇所もあった。全体を理解するのに、随分時間を要したが、私なりには理解したがもう一度関係者の間でよみ直しもっと理解しやすい文章にしてほしい。	市民の目線に立って解り易い計画となるよう努力いたします。

